

## ○平群町心身障害者医療費助成条例

(昭和 48 年 12 月 26 日条例第 39 号)

**改正** 昭和 52 年 12 月 23 日条例第 29 号 昭和 58 年 2 月 1 日条例第 3 号  
昭和 59 年 3 月 31 日条例第 5 号 昭和 60 年 3 月 30 日条例第 5 号  
昭和 63 年 12 月 19 日条例第 14 号 平成 6 年 9 月 30 日条例第 23 号  
平成 10 年 3 月 26 日条例第 15 号 平成 16 年 12 月 27 日条例第 36 号  
平成 17 年 6 月 27 日条例第 22 号 平成 18 年 9 月 20 日条例第 35 号  
平成 20 年 3 月 21 日条例第 13 号 平成 23 年 3 月 11 日条例第 11 号

(目的)

第 1 条 この条例は、心身障害者に対し医療費の一部を助成し、もって心身障害者の健康の保持及び福祉の増進を図ることを目的とする。

(助成要件)

第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)による保護を受けている世帯に属する者を除く。)で、かつ、国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による被保険者又は規則で定める社会保険各法(以下「社会保険各法」という。)による被保険者、組合員、加入者若しくは、これらの者の被扶養者であるものとする。

(1) 平群町内に住所を有する者

(2) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定により身体障害者手帳の交付をうけ、その程度が 1 級若しくは 2 級である者又は奈良県の療育手帳(当該手帳の交付の申請をしている者が他の都道府県等の手帳を所持している場合は、奈良県から交付を受けるまでの間、当該他の都道府県等の手帳を奈良県の療育手帳とみなす。)の交付をうけ、その程度が A 及び B の者ならびに身体障害者手帳の交付をうけその程度が 3 級及び 1 種の 4 級である者

(3) 前年の所得(1 月から 7 月までの間に受けた医療に係る医療費については、前前年の所得とする。以下同じ。)が、その者の所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する控除対象配偶者及び扶養親族(以下「扶養親族等」という。)の有無及び数に応じて、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令(昭和 61 年政令第 54 号)第 52 条により読み替えられた国民年金法施行令等の一部を改正する等の政令(昭和 61 年政令第 53 号)第 1 条の規

定による改正前の国民年金法施行令(昭和34年政令第184号。以下「旧国民年金法施行令」という。)第6条の4第1項に規定する額を超えない者

- (4) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の事情にある者を含む。)又は民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者がある者にあつては、当該配偶者又は扶養義務者で主として心身障害者の生計を維持する者の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、旧国民年金法施行令第6条の4第3項に規定する額を超えない者

2 前項第3号及び第4号に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は旧国民年金法施行令第6条及び第6条の2の規定の例による。

(助成の範囲)

第3条 医療費の助成は、前条の要件に該当する者(以下「対象者」という。)の疾病又は負傷について国民健康保険法、社会保険各法その他の法令の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費のうち、当該法令の規定によって対象者が負担した額から次に掲げる額を控除した額に相当する額(以下「助成金」という。)を対象者に支給して行うものとする。

- (1) 入院時の食事療養に係る標準負担額に相当する額
- (2) 入院時の生活療養にかかる標準負担額に相当する額
- (3) 法令の規定による払戻額その他これに相当するものが支給されている場合は、その額に相当する額

(証明書の交付等)

第4条 町長は、対象者に対し規則で定めるところにより対象者であることを示す証明書を交付するものとする。

2 対象者は、当該証明書を医療機関等において医療を受ける際に提示しなければならない。

(届出)

第5条 対象者は、住所を変更したとき、その他規則で定める事由が生じたときは、その旨をすみやかに町長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第6条 この条例による助成金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供してはならない。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段によってこの条例により助成金の支給を受けた者があるときは、町長は、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。  
(受給資格登録等の停止)

第7条の2 町長は、別に定める医療費貸付制度の対象者として認定した対象者が、医療費貸付制度の利用について著しく不適切な行為をしたときは、当該対象者の受給者資格登録及び助成金の支払を停止することができる。  
(損害賠償との調整)

第7条の3 町長は対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において当該助成金の全部若しくは一部を支給せず、又はすでに支給した当該助成金の額に相当する金額を返還させることができる。  
(委任)

第8条 この条例に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和48年10月1日から適用する。

#### 付 則(昭和52年12月23日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

#### 付 則(昭和58年2月1日条例第3号)

- 1 この条例は、昭和58年2月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の前に行われた医療に係るこの条例による改正前の平群町心身障害者医療費助成条例の規定による医療費の助成については、なお従前の例による。

#### 付 則(昭和59年3月31日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

#### 付 則(昭和60年3月30日条例第5号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 この条例による改正後の平群町心身障害者医療費助成条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、昭和 59 年 10 月 1 日(以下「適用日」という。)以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正前の平群町心身障害者医療費助成条例の規定により、適用日以後に行われた医療に係る医療費の助成を行っているときは、改正後の条例の規定により、医療費の助成を行ったものとみなす。

付 則(昭和 63 年 12 月 19 日条例第 14 号)

この条例は、昭和 64 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 6 年 9 月 30 日条例第 23 号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の平群町心身障害者医療助成条例の規定は、平成 6 年 10 月 1 日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 10 年 3 月 26 日条例第 15 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 12 月 27 日条例第 36 号)

この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行し、平成 17 年 8 月 1 日から適用する。

附 則(平成 17 年 6 月 27 日条例第 22 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 8 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の平群町心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 18 年 9 月 20 日条例第 35 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の平群町心身障害者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 3 月 21 日条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の平群町心身障害者医療費助成条例(以下「改正後の心身障害者医療費助成条例」という。)の規定は、この条例の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則(平成 23 年 3 月 11 日条例第 11 号)

この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。